ご案内

別紙１

信書便制度説明会（山形県）の開催

通信手段の一つである信書の送達の事業は、平成１５年４月から信書便法が施行となり、郵便事業とは別の信書便事業として制度化され、民間事業者が信書便事業へ参入し、創意工夫を凝らした信書の送達サービスが提供されています。
本説明会では、第１部で信書便制度とはどのようなものか、信書便事業の現状等について、第２部では信書便事業参入の手続等について説明します。

【日時・場所】

(1)　村山会場
平成２９年１０月１７日（火）午後２時～午後４時
山形テルサ　３階　研修室Ｂ（山形県山形市双葉町一丁目２番３号）

(2)　庄内会場
平成２９年１０月１８日（水）午後２時～午後４時
なの花ホール　２階　研修室（山形県東田川郡三川町大字横山字堤１７２番１号）

【内容】

第１部（ご利用者向け）　午後２時～午後３時
１　信書便制度の概要
２　信書便事業の現状とサービス事例
３　信書便の相談事例
第２部（事業参入ご希望者向け）　午後３時１０分～午後４時
１　特定信書便事業の規律
２　特定信書便事業の申請書類と記載事項
３　事業開始以降の遵守事項

【申込方法】

(1)　電子メールによるお申込
件名を「信書便制度説明会参加希望」とし、本文に別紙２の参加申込書の必要事項を入力し、「tohoku-shinshobin@soumu.go.jp」宛に送信してください。

(2)　ＦＡＸによるお申込
別紙２の参加申込書に必要事項を記入し、次の宛先に送信してください。
東北総合通信局　信書便監理官　　ＦＡＸ：０２２-２２１-０６１２

(3)　受付期間
平成２９年１０月１０日（火）までですが、各々定員になり次第、締切します。
なお、参加費は無料です。

【お問い合わせ】

総務省　東北総合通信局　町田信書便監理官　電話：０２２－２２１－０６３１